

現代行政法入門〔第3版〕

曾和俊文 = 山田 洋 = 亘理 格

2015 年 4 月発売 / 418 頁 / 本体 2600 円 + 税
A5 判 / 並製



編集
担当者
から

行政法総論と行政救済法が 1 冊にまとまった、好評のテキストの最新版です。

第 3 版では行政不服審査法改正に対応するとともに、新しい判例を多数織り込み、またよりわかりやすくなるよう記述を全面的に見直しました。各所の相互リファレンスもあらためて検討し、充実したものとなっています。

本書は、本文での行政法の基本的な仕組みや考え方の解説に加え、**コラム**、**ケース**の中で、**発展問題**などの欄を用いて、判例学習や発展的な学習に役立つ情報を豊富に提供しています。どの情報がどこに掲載されているかが見分けるレイアウトになっていますので、学習の進捗やご自身の到達度にあわせて自由に活用していただくことができます。今回の改訂でも各欄に新たな情報が盛り込まれていますので、ぜひご注目ください。

行政法をはじめて学ぶ方にも、さらに深く勉強したい方にもおすすめのテキストです。(I + K)

Point!

P

本文と各欄の対応関係も明記されています。

家安全情報」さらには、公共の安全や秩序に支障を及ぼすおそれのある「公共安全情報」も、不表示情報である。この法律においては、外務省、防衛省、警察庁なども対象機関に含まれており、それらの保有する行政文書も、これらの不表示情報などに該当するか否かが個別に判断されることとなる。ただし、これらの不表示情報においては、他と異なり、その該当性について、行政機関の長に一定の裁量の余地を認める表現がとられている。

事務・事業情報など

さらに、国や地方公共団体の内部または相互間の審議、検討、協議等に関わる「審議・検討情報」については、専断な意見交換等を繰りおそれ、国民に不当な混乱を生ぜしめるおそれ、特定個人に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合に、不表示となる。そのほか、国や地方公共団体の「事務・事業情報」であって、その表示によって、事務・事業の目的が阻害され、あるいは、適正な執行に支障が生じるおそれがあるものも、不表示となる。

ケースの中で⑦-③ 教員採用試験問題の解説

試験の問題や解答は、事前に公開しては試験の意味をなさないから、試験の実施前は、「事務・事業情報」として、不表示とすることは明らかである。それでは、その実施後はどうか。過去の公立学校教員採用試験の統一問題と解答の表示が請求されたのに対して、高知県教育委員会は、将来の問題が予測される、重複を避けるために出題者の負担が増えるなど、試験の適切な実施が難しくなり、募集枠所定の事務・事業情報に該当するとして、不表示とした。これについて、最高裁は、統一問題が予測しやしないある程度を旨とする、既に過去の問題集を編集した市販の問題集等も存在すること、重複を避ける出版者の負担は開示により変わらないこと、などから、事務・事業情報には該当しないとして、不表示処分を取り消している(裁判平成14・10・11判明1805号38頁)。

情報の不存在

以上の不表示情報が含まれる場合のほか、請求された行政文書が存在しない場合にも、不表示決定がなされることとなる。存在しない文書の作成を請求することはできない。また、請求された文書の存在が不表示情報に当たるとき

合(たとえば、特定人についての犯罪捜査記録の存在を答える、その者が捜査対象となったか否かを答えることになる)、その存否の回答自体を拒否できることとされている(同法8条)。

ケースの中で⑦-④ 沖縄密約文書事件

開示請求された文書の存否が争われた事件としては、沖縄返還に絡む財政負担等についての日米政府間交渉の内容に関する文書の開示が外務大臣および財務大臣に請求された事件が有名である。この請求について、内閣は、それを保有していないとして不表示決定をした。一事は、これら同一の文書がすでに国庫で公開されていることから、その存在を認めて開示を命じている。これに対して、控訴審は、それが作成されたことは認められるものの、すでに毀棄された可能性等を否定できないとして、それを不表示と認めている。最高裁は、行政機関が文書を保有していることと主張立証責任は請求者が負うものであり、本件においては、文書の保管状況などからみて、本文文書が作成されたとしても不表示決定の時点まで保有していたとは推定できないとして、控訴審の判断を支持している(裁判平成26・7・14判明2242号61頁)。

不開示への救済

不開示決定に対しては、行政訴訟および行政上の不服申立てによって争うことができるが、後者の処理については、情報公開・個人情報保護審査会(→**コラム⑦-②**)への諮問が義務づけられている(同法18条)。現実にも、特に各地の情報公開条例に基づく不開示決定に対しては、非常に多くの取消訴訟が提起されており、不開示情報該当性に関する最高裁の判例も少なくない。また、逆に、開示決定について、それによって利益を害される第三者が争う例もある(裁判平成13・11・27判明1771号67頁など)。

コラム⑦-② 情報公開・個人情報保護審査会

「情報公開・個人情報保護審査会設置法」に基づき、内閣府(総務省への移管の動きがある)に15名の委員からなる情報公開・個人情報保護審査会が置かれている。行政機関と独立行政法人等に対する情報公開請求や自己情報開示請求などについての不服申立てがなされた場合、不服申立てを受けた行政機関等は、原則として、この審査会に諮問し、答申を受けて、裁決をすることとなる。審査会